

## ○大洗町地方卸売市場条例

(昭和 47 年 9 月 26 日条例第 20 号)

**改正** 平成元年 3 月 23 日条例第 13 号 平成 9 年 3 月 25 日条例第 5 号  
平成 12 年 3 月 24 日条例第 16 号平成 12 年 9 月 28 日条例第 28 号  
平成 26 年 3 月 24 日条例第 5 号 平成 28 年 3 月 9 日条例第 12 号  
令和 2 年 3 月 6 日条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、大洗町地方卸売市場(以下「市場」という。)の設置及び管理並びに卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号。以下「法」という。)に基づき必要な事項を定め、その健全な運営を確保するとともに流通の円滑化と公正な取引を図ることを目的とする。

(名称、位置及び面積)

第 2 条 地方卸売市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

名称 大洗町地方卸売市場

位置 大洗町磯浜町 8253 番地の 69

面積 1,958 m<sup>2</sup>

(取扱品目)

第 3 条 市場における取扱品目は、次のとおりとする。

生鮮水産物及び加工水産物(冷凍魚を含む)

(用語の定義)

第 4 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 開設者 卸売市場を開設する者をいう。

(2) 卸売業者 市場において前条で定める生鮮水産物及び加工水産物を上場し、卸売の業務を行う者をいう。

(3) 買受人 市場において卸売業者から生鮮水産物及び加工水産物を買受けることを業とする者をいう。

(開設者の責務)

第 5 条 開設者(以下「町長」という。)は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、買受人、その他の卸売市場において売買取引を行う者(以下「取引参加者」という。)に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

(開場の期日)

第 6 条 市場は、次に掲げる休日を除き開場するものとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(3) 12 月 31 日から翌年 1 月 5 日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、卸売業者からの申し出により、町長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(開場の時間)

第7条 市場の開場時間は、午前6時から午後5時までとする。ただし、卸売業者からの申し出により、漁況その他市場業務の運営上町長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(市場関係者への通知)

第8条 開場の期日、時間を臨時に変更しようとして町長の承認を受けたときは、卸売業者は、関係者に速やかに周知するものとする。

(卸売業者の許可)

第9条 市場において生鮮水産物及び加工水産物の卸売業者になろうとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 名称、代表者の氏名及び住所
- (2) 資本金又は出資の額及び役員の名
- (3) その他必要と認める事項

3 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしてはならない。

- (1) 法人でないとき。
- (2) 法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (3) 次条の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (4) 前項第2号に規定する役員のうち前2号に該当する者があるとき。
- (5) 市場における卸売の業務を公正かつ的確に遂行するのに必要な知識及び経験若しくは資力信用を有しない者であるとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び暴力団の維持管理に協力し、又は関与する者であるとき。

(卸売業者の許可の取消し)

第10条 町長は、卸売業者が前条第3項第2号及び第4号のいずれかに該当することとなったとき、又は卸売の業務を遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 町長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、市場における売買取引の全部又は一部を制限することができる。

- (1) 売買取引に関し、不正があったとき。
- (2) 代金の支払いを怠ったとき。
- (3) その他卸売業者として不相当と認められるとき。

(卸売業者の廃止の届出)

第 11 条 卸売業者は、第 9 条第 1 項の規定による許可に係る卸売の業務を廃止したときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第 12 条 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて町長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を継承する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を継承させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について町長の認可を受けたときは、合併後に存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を継承した法人は、卸売業者の地位を継承する。

3 前 2 項の認可を受けようとする者は、申請書を町長に提出しなければならない。

4 第 9 条第 3 項の規定は、第 1 項又は第 2 項の認可について準用する。

(保証金の預託)

第 13 条 卸売業者は、許可の通知を受けた日から 15 日以内に規則で定める誓約書を添えて保証金を町長に納付しなければならない。

2 卸売業者は、保証金を納付した後でなければその業務を行うことはできない。

3 前項の保証金の額は、200 万円以内で町長が規則で定める。

4 保証金は、現金をもって納付しなければならない。

(保証金の充当)

第 14 条 卸売業者が使用料、その他市場に関して開設者に納付すべき金額の納付を怠ったときは優先してこれに充てることができる。

(保証金の追納)

第 15 条 卸売業者は、保証金に不足を生じたときは、町長の指定する期間内に不足金額を追納しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による追納金の納付を完了しないときは、その納付を完了するまで業務を行うことはできない。

(保証金の返還)

第 16 条 保証金は卸売業者が、その資格を失った日から 30 日を経過した後でなければ、これを返還しない。

(せり人)

第 17 条 卸売業者が、市場において卸売を行う者をせり人としたとき又はその者がせり人でなくなったときは、町長に届出なければならない。

2 町長は、前項に規定する申請において、その申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当する場合又は届出書に偽りの記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合は、登録してはならない。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しないものであるとき。
- (3) 買受人又はこれらの者の役員若しくは使用人であるとき。
- (4) せりを行うのに必要な経験及び能力を具備しない者であるとき。
- (5) 暴力団、暴力団員及び暴力団の維持管理に協力し、又は関与する者であるとき。

(売買取引の原則)

第 18 条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(買受人及び買受人補助員の承認)

第 19 条 卸売業者から生鮮水産物及び加工水産物を買受けようとする者は、規則で定めるところにより町長の承認を受けなければならない。

2 買受人が効率的な業務を確保するため補助員を必要とする場合には、規則で定めるところにより町長の承認を受けなければならない。

3 町長は、前 2 項の承認を受けようとする者が買受人又は買受人補助員として次の各号のいずれかに該当する場合であるときは同項の承認をしないものとする。

- (1) 必要な知識及び資力信用を有しない者
  - (2) 暴力団、暴力団員及び暴力団の維持管理に協力し、又は関与する者
- (名称変更等の届出)

第 20 条 前条第 1 項の承認を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称、商号又は住所を変更したとき。
- (2) 買受人としての業務を廃止しようとするとき。

2 買受人が死亡又は、解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

3 前条第2項の承認を受けた者は、買受人補助員に変更があるときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(買受人の承認の取消し等)

第21条 町長は、買受人が第19条第3項に該当することとなったと認めるときは、同条第1項の承認を取り消すものとする。

2 買受人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市場における売買取引の全部又は一部を制限することができる。

(1) 売買取引に関し不正の行為があつたとき。

(2) 買受代金の支払いを怠つたとき。

(3) 保管の費用若しくは損失金の支払いを怠つたとき。

(4) 正当な理由なく引続き3月以上休業したとき。

(買受人の保証金)

第22条 買受人は卸売業者に保証金を預託しなければならない。

(買受人の保証金の返済)

第23条 前条の保証金は、買受人としての資格を失ったときは、保証金を返済しなければならない。ただし卸売業者に対し、債務があるときは、その返済に充当することができる。

(買受人組合)

第24条 買受人が買受人をもって組織する組合をつくったときは、その規約、役員の名、組合員数を町長に届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

(差別的取扱いの禁止)

第25条 卸売業者は、出荷者又は買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(売買取引の方法)

第26条 卸売業者が、市場において行う卸売については、せり売又は、入札の方法若しくは相対及び定価売の方法によらなければならない。

(販売方法の変更)

第27条 卸売業者は、前条により販売方式を定め、又は変更しようとする場合は、次に掲げる事項を関係者に周知しなければならない。

(1) 当該品目及び販売方法

(2) 販売方法を定め、又は変更する理由

(売買取引の単位)

第28条 売買取引の単位は、重量による。ただし重量によることが困難なものについては、重量以外の単位によることができる。

(指値のある受託物品)

第 29 条 卸売業者は、受託物品に指値(消費税額及び地方消費税額を含まない。以下同じ。)がある場合は、販売前にその旨を表示しなければならない。

2 前項の表示をしなかったときは、卸売業者は、指値をもって買受人に対抗することができない。

(秘密取引の禁止)

第 30 条 卸売の売買取引は、そでの下、耳やり等秘密の方法によって行っはならない。

2 卸売の売買呼値は、金額による。

(代金決済の方法)

第 31 条 卸売業者は、受託物品を卸売したときは、その販売をした日から 14 日以内に、現金又は送金その他の方法で、その代金(消費税額及び地方消費税額を含む。)を委託者に支払わなければならない。ただし、特約のある場合はこの限りでない。

2 買受人は、卸売業者から買受けた物品については、直ちに引取るものとしその代金(消費税額及び地方消費税額を含む。)は、現金又は送金その他の方法で、請求を受けた日から起算して 7 日以内に支払わなければならない。ただし特約のある場合は、この限りでない。

(販売手数料)

第 32 条 卸売業者は、委託者から徴収する販売手数料は売上金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)の 100 分の 6 以内において定め、町長に届け出なければならない。

(売買取引条件の公表)

第 33 条 卸売業者は、次に掲げる事項について公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 報奨金等がある場合には、その種類、内容及びその額(その交付の基準を含む。)

(卸売予定数量等の公表)

第 34 条 町長及び卸売業者は、毎日の取扱主要品目について、卸売予定数量はその日の卸売が開始される前までに、また卸売数量及び価格(消費税額及

び地方消費税額を含む。)は、その日の卸売終了後、速やかに市場内の見やすい場所に公表するものとする。

- 2 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあつては、その前月の奨励金等の種類ごとの交付額（前条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）を市場内に掲示し公表するものとする。

(卸売業者による報告等)

第 35 条 卸売業者は、事業年度ごとに事業報告書を作成し、当該事業年度経過後、卸売業者の総会等において承認されてから 30 日以内に町長に提出しなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の事業報告書を閲覧したい旨の申出があつたときは、次に掲げる場合を除き、これを拒んではならない。
  - (1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合
  - (2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合
  - (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合(報告及び検査)

第 36 条 町長は市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため、必要があると認めるときは、卸売業者から市場における業務若しくは、財産の状況に関する報告を求め、又は市場における業務に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

- 2 前項の規定により、検査に当る職員は、その身分を示す証票を携帯し関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 卸売業者は、規則で定める様式により月の初日から末日までの取扱高を翌月 10 日までに、町長に報告しなければならない。  
(改善命令)

第 37 条 町長は、卸売業者に対し、卸売業務の運営等に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じることができる。  
(市場秩序の保持等)

第 38 条 取引参加者及び市場へ入場する者（以下「取引参加者等」という。）は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害するような行為を行ってはならない。

- 2 町長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、取引参加者等に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(市場施設の使用指定)

第 39 条 卸売業者及び買受人(以下「業務者」という。)が市場内で使用する用地、建物、その他施設(以下「市場施設」という。)の位置、面積、期間その他使用条件については、規則で定めるところにより町長に届け出し、町長がこれを許可する。

(指定の取消し)

第 40 条 町長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場管理上必要があると認めるときは、使用の指定若しくは許可の全部又は一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止、その他の必要な措置を行うことができる。

(無許可使用の禁止及び市場入場者の制限)

第 41 条 市場施設内においては、業務者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合を除き、町長の許可を受けなければ、使用してはならない。

2 町長は、市場内の秩序維持のため必要があると認めるときは、市場入場者搬出入物品の場内運搬等について適当な措置又は、制限を行うことができる。

(業務者以外の使用)

第 42 条 町長は、特に必要があると認めるときは、業務者以外の者に対しても市場施設の使用を許可することができる。

(清潔保持等)

第 43 条 使用者は、使用終了後必ず清掃及び廃棄物の適切な処理、消毒等常に市場施設を清潔に保持しなければならない。

2 使用者が複数の場合はそれぞれの市場施設の清掃等に関する責任者及び費用の分担方法、その他必要な事項を定め、町長に届け出なければならない。

(補修弁済)

第 44 条 市場施設を故意又は過失により、滅失又は損傷した場合は、その補修をし、又はそれにかわる費用を弁済しなければならない。

(市場施設の返還)

第 45 条 使用者の死亡、解散若しくは、廃業又は許可の取消しその他の理由により、市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、町長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。

(市場施設の使用料)

第 46 条 市場施設の使用料は、別表第 1 及び別表第 2 に掲げる金額とする。

2 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。

(1) 電灯、電力、ガス、水道、電話及び冷暖房等の費用



- (2) 汚物及びごみ処理に要する費用
- (3) その他使用者の負担が適当と認められる費用

3 使用料の徴収方法は規則で定める。

(使用料の返還)

第 47 条 市場施設の使用料で、既に納付した使用料は返還しない。ただし、町長が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

(罰則)

第 48 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、卸売業者に対してその業務を停止し、若しくは、10 万円以下の過料を課し、買受人に対しては、その承認を取り消し、若しくは、その買受けを停止することができる。

(1) 使用料、その他この条例による本町に対する納付金を納付しないとき。

(2) 業務に関して不正の行為があったとき。

(3) 売買価格又は取扱高について虚偽の報告をしたとき。

(4) 市場の業務又は市場内において、他人の業務を妨害したとき。

(5) 前各号のほか、法律、県条例又はこの条例及びこれに基づいて行う指示又は、処分に違反し、若しくは公益を害する行為があつたとき。

2 市場施設の使用者が、この条例に基づいて行う処分により、損害を受けることがあつても町は賠償の責任を負わない。

(運営委員会)

第 49 条 市場の適正かつ円滑な運営及び管理を図るため市場運営委員会をおく。

2 運営委員会の委員は、町長が選任する。

3 運営委員会の運営は町長が規則で定める。

(指定管理者)

第 50 条 次に掲げる市場の管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、町長が指定した指定管理者に行わせることができるものとする。

(1) 施設の使用の許可等に関すること。

(2) 施設の維持管理に関すること。

(補則)

第 51 条 この条例の施行について必要な事項は町長が規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和 48 年 1 月 1 日から施行する。

2 大洗町魚市場条例(昭和 44 年 10 月 7 日条例第 25 号)は施行の日より廃止する。

附 則(平成元年 3 月 23 日条例第 13 号)

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 25 日条例第 5 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 24 日条例第 16 号)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)による改正前の民法(以下「旧法」という。)の規定による禁治産者の宣告を受けた禁治産者は、改正後の民法(以下「新法」という。)の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。
- 3 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産者の宣告を受けた準禁治産者は、新法の規定による保佐開始の審判を受けた被保佐人とみなす。
- 4 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者に関する本条例の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 12 年 9 月 28 日条例第 28 号)

この条例は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 24 日条例第 5 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 9 日条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 6 日条例第 9 号)

この条例は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

#### 別表第 1(第 37 条関係)

種類	区分	使用料
市場使用料	水揚取扱金額	1000 分の 5 に相当する額
	陸送取扱金額	1000 分の 5 に相当する額
	転送取扱金額	1000 分の 2 に相当する額

備考 区分の欄に掲げる額に消費税等相当額(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に基づき消費税が課される額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に基づき地方消費税が課される額に同法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額を言う。)を加えた額とする。この場合において 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

#### 別表第 2(第 37 条関係)

種類	単位	使用料
----	----	-----

事務所使用料	1 平方メートル 1 月につき	250 円
詰所使用料	1 平方メートル 1 月につき	250 円

備考 上記使用料により算出した合計額に消費税等相当額(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に基づき消費税が課される額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に基づき地方消費税が課される額に同法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額を言う。)を加えた額とする。この場合において 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。